

# 文 書 質 問 回 答 書 ( 1 0 月 )

質問者： 鈴木 千逸 議員

回答日： 令和6年10月18日

## 1. 人事評価結果の活用 の考えは

「人事評価結果の活用の考え」についてのご質問ですが、ご承知のとおり、平成26年5月公布の改正地方公務員法の施行（平成28年4月施行）により、地方公務員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価の実施が制度化されました。

本町におきましては、法施行に先行した平成27年度からその試行実施を始め、一時の中断・見直しを経て、令和3年度から運用を再開し、令和6年度現在、常勤の一般職を対象に能力評価及び業績評価をそれぞれ実施しているところであります。

また、ご質問にありますとおり、人事評価結果の昇給、勤勉手当、昇任・昇格等への活用につきましては、令和5年4月現在、全国の市町村の概ね7割以上が実施中となっておりますが、道内市町村におきましては3割～5割程度に留まっており、空知管内市町村においても同様の状況となっております。

本町におきましては、令和6年度現在、それらの評価結果活用に至っておりませんが、先の全員協議会（令和6年3月）においてご説明しましたとおり、令和7年度より、まずは勤勉手当支給率への反映を行うべく現在、成績区分設定や、増減率、加算原資の確保など、近隣町を含む他自治体の事例研究を行いながら、庁内検討委員会による協議を進めているところであります。

今後におきましては、令和6年度中に制度設計、職員説明、評価者研修の実施、全員協議会説明等を行い、令和7年度当初より、勤勉手当支給率への反映を前提とした評価実施を行ってまいりたいと考えております。

また、令和8年度以降、その実績等を踏まえ、昇給、昇任・昇格等への活用についても順次取組を進めてまいりたいと考えております。